事例No.	625
公表年度	H29
団体の属性	複数団体
団体名	長野県、天龍村

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・公共施設の集約化等 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

代替執行制度を活用した水道施設整備の取組

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

水道:事例23

○ 事例名等

事例名	代替執行制度を活用した水道施設整備の取組
団体名	長野県企業局・天龍村

《広域化等の類型及びその概要》

類型	管理の一体化
概要	地方自治法の規定に基づく代替執行制度を活用して、長野県企業局が天龍村の簡易水道再編(更新)事業を支援。

○団体・事業の概要

団体名	天龍村	長野県
行政区域内人口(人)	1,380	604,758
行政区域内面積(㎢)	109.4	1,560.3
事業区分	簡易水道事業(非適用)	上水道(末端給水)
供用開始年月日	昭和48年4月1日	昭和39年5月5日
給水人口(人)	1,256	189,135
施設利用率(%)	28.7	60.9
有収率(%)	87.4	89.0
職員数(人)	3	53
営業費用(千円)	37,940	2,900,258
営業収益(千円)	30,916	3,368,246

※上記表中の「行政区域内人口」は、平成29年1月1日時点。「行政区域内面積」は、平成28年10月1日時点。それ以外の計数は、H29年3月末時点。

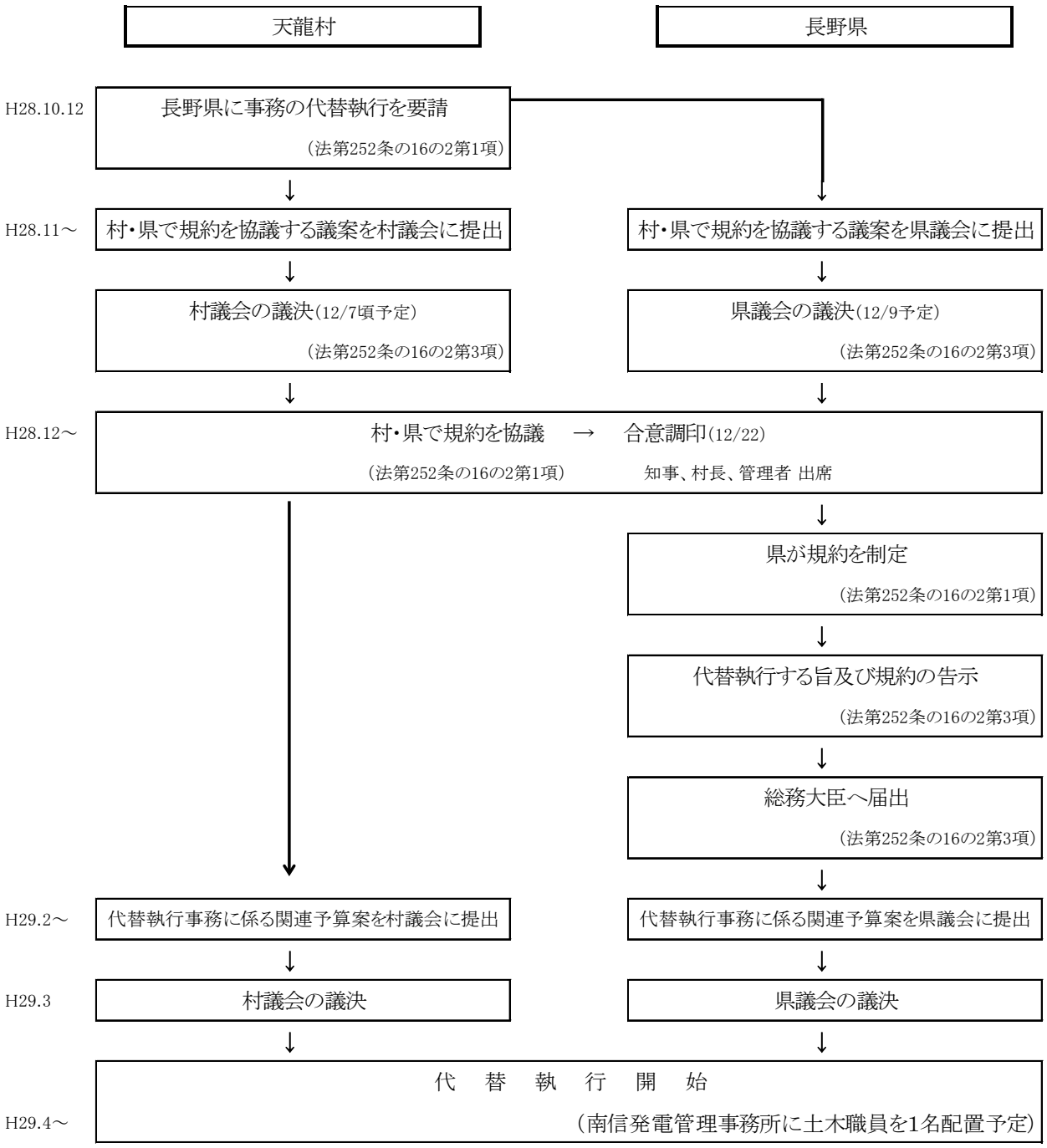
1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景
・県内の小規模自治体においては、人口減少による料金収入の減少、土木・化学等の技術職員の不足等により、水道施設の更新・耐震化が遅れている。
・本県特有の地形上、山間地に点在する集落へ給水する必要があるため、水源や水道施設の配置が非効率とならざるを得ない。
・天龍村は、13地区の水道施設があり、そのうち12地区の管路が未更新となっているが、施工方法の検討などの技術面や更新費用の財源確保について苦慮している。

(2)検討を開始した契機・導入過程
平成26年7月　南木曽町で土石流災害が発生、簡易水道施設の災害復旧支援のため、県企業局職員を派遣。
小規模自治体における水道事業の現状を把握。
〃　8月　天龍村の水道施設の現状が地方紙に掲載され、維持管理が困難な状況にあることを把握。
→・これらの状況を受け、県企業局の管理者が天龍村長と懇談し、支援方策について意見交換。
・県の技術力を活かして小規模自治体を支援する仕組みについて、総務省に助言を要請。
〃　11月　改正地方自治法が施行され、「事務の代替執行制度」が創設。
→・総務省からこの制度を活用してはどうかとの助言を得て、同制度を活用し、県と基礎自治体の連携という新たな広域化を推進できると考え、この方向で課題の整理等を進めた。
平成28年10月　天龍村が長野県に事務の代替執行を要請。

〃　11月～ 長野県及び天龍村は、県議会及び村議会にそれぞれ規約を協議する議案を提出、議決。
〃　12月　 代替執行する事務の範囲や開始時期等について協議し、県知事と村長が合意書に調印。
　　長野県は代替執行する旨及び規約を告示し、総務大臣に届出。
平成29年 2月～ 県・村の議会に関連予算案を提出、議決。
〃　4月　 事務の代替執行を開始。
・上記検討の過程において、天龍村の視察を4回実施。（総務省、厚生労働省、学識経験者（県公営企業経営審議会会長）の視察を含む。）

＜参考＞代替執行を始めるまでの手続きの流れ（「法」とは「地方自治法」を表す）

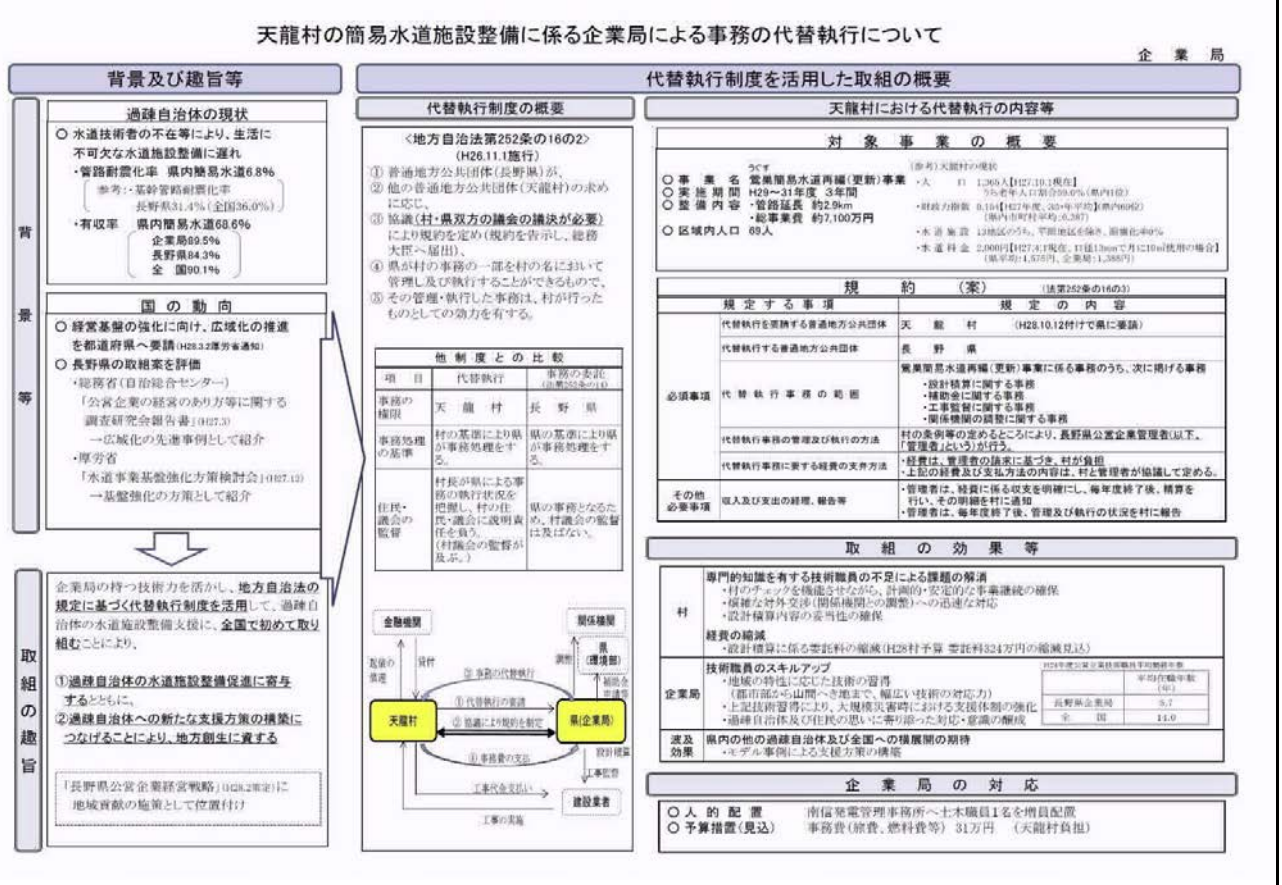


H31年度（予定）

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

・事務の代替執行制度は、普通地方公共団体(長野県)が、他の普通地方公共団体(天龍村)の求めに応じて、協議により規約を定め、県が村の事務の一部を村の名で管理・執行できるもの。
・地方自治法に基づく「事務の委託」や過疎法に基づく「過疎代行」は、事務の権限が移るが、代替執行は権限が村に残り、住民や議会による監視もでき、村の思いに沿って技術的な支援を行うことができる。
・代替執行の対象は、鶯巣(うぐす)簡易水道再編(更新)事業。国庫補助を活用し、平成29～31年度の3年間で約1.5kmの導配水管を整備する。
・県企業局は、この事業について、設計積算、補助金事務、工事監督、関係機関との調整を行う。
・天龍村は、施工業者の選定、工事の発注・契約、完了検査、工事代金の支払い、起債の借入・償還、地元との調整を行う。
・天龍村は、代替執行の事務費として、約31万円を負担する。(自動車の燃料費などの実費分)
・県企業局の技術力を活かし、代替執行制度を活用して支援に取り組むことにより、小規模自治体の水道施設整備促進に寄与するとともに、新たな支援方策の構築に繋げることにより、地方創生に資することができる。



(2)効果

・天龍村では従来、設計積算等を外部に委託していたが、代替執行により県企業局職員が設計積算を行うことにより、年間約324万円の委託料が削減できたことに加え、工事監督等により円滑な事業執行が可能となる。
・県企業局は、山間地における技術の習得など技術職員のレベルアップにつながるとともに、小規模自治体や住民の思いに寄り添った意識の醸成が図られる。

3. 広域化等に取り組む上での都道府県の関与や役割

中山間地に給水区域が点在する県内の小規模自治体の水道施設整備の必要性を認識し、県企業局が国、学識経験者等の助言を得ながら、天龍村と打合せ、現地視察や代替執行に必要な手続きを行った。

4. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点 ・課題を抱えている小規模な自治体を何とかして支援できないか、集落に住民が住み続けたいと思っている限り、せめて水だけは安心して飲み続けられるようにしたい、という県企業局の管理者及び村長の思いが今回の取組の原点にあると考えている。 (2)今後の課題等 ・まずはモデル事業として、今回の代替執行を着実に取り組んでいく。 ・今回のスキームによる支援方策を構築し、県内外での展開を期待している。

〇問合せ先

担当課	天龍村　建設課　環境水道係		
TEL	0260-32-1022	MAIL	josui@vill-tenryu.lg.jp

担当課	長野県企業局　水道事業課		
TEL	026-235-7381	MAIL	kigyou@pref.nagano.lg.jp